

議第 17 号

栃木県議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 3 月 19 日

提出者	栃木県議会議員	白	石	資	隆
	同	中	島		宏
	同	野	澤	和	一
	同	大	貫		毅
	同	佐	藤	晴	彦
	同	横	田		誠
	同	湯	澤	英	之
	同	岡	部	光	子
	同	金	子	武	蔵
	同	塩	田	ひとし	
	同	渡	辺	幸	子
	同	阿	部	寿	一
	同	神	谷	幸	伸

栃木県議会議長 池田 忠 様

栃木県議会規則第 号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和37年栃木県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																					
<p>(欠席の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>別表（第118条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>議会あり方 検討会</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>		名称	目的	構成	招集権者	略				議会あり方 検討会	略	略	略	略				<p>(欠席の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>別表（第118条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>議会あり方 検討会</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>次期プラン 検討会</u></td> <td><u>次期プランに 関する調査及び協 議</u></td> <td><u>会派から選出された議員 (会長が必要と認めると きは、全議員)</u></td> <td><u>会長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>		名称	目的	構成	招集権者	略				議会あり方 検討会	略	略	略	<u>次期プラン 検討会</u>	<u>次期プランに 関する調査及び協 議</u>	<u>会派から選出された議員 (会長が必要と認めると きは、全議員)</u>	<u>会長</u>	略			
名称	目的	構成	招集権者																																				
略																																							
議会あり方 検討会	略	略	略																																				
略																																							
名称	目的	構成	招集権者																																				
略																																							
議会あり方 検討会	略	略	略																																				
<u>次期プラン 検討会</u>	<u>次期プランに 関する調査及び協 議</u>	<u>会派から選出された議員 (会長が必要と認めると きは、全議員)</u>	<u>会長</u>																																				
略																																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。